

# 千葉県里親養育包括支援事業委託 プロポーザル募集要領

千葉県こども未来局こども未来部児童相談所  
令和3年3月19日

## 千葉市里親養育包括支援事業委託プロポーザル募集要領

### 1 趣旨

子ども家庭養育優先原則を踏まえ、里親への委託を推進するとともに、質の高い里親養育を実現し、維持することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図るため、千葉市（以下「本市」という。）からの委託により、養育里親（以下「里親」という）の担い手確保から研修、委託後の支援までを包括的に行う事業者を、プロポーザル（企画提案）方式により募集する。

### 2 委託業務

#### (1) 業務名

千葉市里親養育包括支援事業

#### (2) 内容

- ア 里親制度普及啓発及びリクルート
- イ 里親希望者のアセスメント
- ウ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
- エ 子どもと里親家庭のマッチング
- オ 里親養育への支援
- カ 里親制度推進委員会への参加
- キ 上記以外の市の里親制度推進施策への協力・参画

※平成30年7月6日付け子発0706第2号「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」、平成31年4月17日付け子発0417第3号「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」を満たすものとする。

但し、里親等委託調整員等の配置や里親委託等推進委員会の設置については本市が行うことから、事業者による設置は要さない。

#### (3) 委託期間

令和3年7月1日から令和6年6月30日まで

契約締結から令和3年6月30日までの期間を準備期間とし、発注者との事業計画の打ち合わせ、前事業者との引継ぎ、運用に必要な人員等の体制を整えうえて、令和3年7月1日から事業の運営が可能となるよう配慮すること。

#### (4) 委託料

75,000,000円（消費税込）を上限とする。

(内訳)

令和3年度 18,750,000円(消費税込)

令和4年度及び令和5年度 各25,000,000円(消費税込)

令和6年度 6,250,000円(消費税込)

### 3 企画提案の手続き

#### (1) スケジュール

①	公募開始	令和3年3月19日(金)
②	参加資格に関する質問受付締切	令和3年3月23日(火) 正午
③	参加資格に関する質問回答	令和3年3月26日(金)
④	参加申込書の受付締切	令和3年3月29日(月) 正午
⑤	参加資格確認通知	令和3年4月5日(月)
⑥	仕様に関する質問受付締切	令和3年4月9日(金) 正午
⑦	仕様に関する質問回答	令和3年4月16日(金)
⑧	企画提案書等の提出締切	令和3年4月30日(金) 正午
⑨	プレゼンテーション	令和3年5月13日(木)
⑩	審査による結果の通知(発送)	令和3年5月下旬

#### (2) プロポーザルに関する質問の提出方法等

本プロポーザル募集においては説明会を実施しないため、本募集要領の内容について不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

ただし、企画提案の自由な発想を妨げるようなもの(本市の企画案、考え方)や、企画提案に直接関係の無いものについては、質問を受け付けない。

#### ア 参加資格に関する質問

① 提出期限 令和3年3月23日(火) 正午まで

② 質問方法 任意様式に記載し、FAXまたは電子メールで送信  
なお、電話・口頭のみによる質問は受け付けない。

FAX: 043(278)4371

電子メールアドレス: jidosodan.CFC@city.chiba.lg.jp

③ 質問に対する回答 3月26日(金)までにホームページへ掲載する。  
なお、回答の内容は、本募集要領の追加又は修正とみなす。

イ 仕様等に関する質問

- ① 提出期限 令和3年4月9日（金）正午まで
- ② 質問方法 アと同じ
- ③ 質問に対する回答 4月16日（金）までにホームページへ掲載する。

(3) 参加申込手続

ア 申込期限 令和3年3月29日（月）正午必着

※土・日曜日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 持参、電子メール、又は郵送（宅配も可）

ウ 申込書類

- ① 企画提案参加申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 団体の概要が分かる資料（パンフレット可）

エ 提出先 〒261-0003

千葉県美浜区高浜3-2-3 千葉県児童相談所

電話 043（277）8880

オ プロポーザル参加資格の確認通知

上記提出資料に基づき、参加資格の確認を行い、令和3年4月5日（月）までに申請者宛に電子メールで結果を通知する。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和3年4月30日（金）正午必着

イ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（宅配も可）

ウ 提出書類

① 企画提案書

書式自由

正本1部、副本5部（複写機による正本の写しで可）を提出すること

※ 企画提案書は、以下の5（3）審査基準における、企画提案項目及び項目に含める具体的内容を審査基準の順に従い、記載するものとする。

② 見積書（内訳書添付）

③ 上記ア、イの電子データ

エ 提出先 (3)に同じ

(5) その他

ア 受理した企画提案書等は選考結果にかかわらず返却しない。

イ FAX、電子メールを使用する際は、必ず送信後に電話にて送信確認を行うこと。

ウ 参加申し込み等の提出に関し、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

#### 4 参加資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 団体の規約等を定めていない者
- (2) 宗教活動や政治活動を目的としている者
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）にある者若しくはその候補者又は政党を推薦支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (6) 本市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (7) 市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がある者
- (8) 市から指名停止処分を受けている者
- (9) 法人格を有さない者
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

#### 5 プレゼンテーション

##### (1) 日時及び場所

令和3年5月13日（木）

時間及び場所については、参加団体に対し、別途通知する。

##### (2) 実施方法

- ア 事前提出した企画提案書（または、その電子データ）に基づき、実施する。
- イ プレゼンテーションの順番は、提出順とする。
- ウ プレゼンテーションの時間配分は、1事業者あたり説明時間20分以内、質疑応答10分以内とする。
- エ 審査員が審査基準（後述）に照らし各企画提案の中から最も良いと思うものに投票し、得票数が最も多かったものを選定する。  
最多得票数の提案が複数あった場合は、見積金額の低いものを選定する。  
なお、最多得票数の提案が複数あり、かつ、その提案の見積金額が同額の場合はくじ引きで決定する。

##### (3) 審査基準

次の評価内容により、審査する。なお「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」の内容を参酌すること。

No	企画提案項目	項目に含める具体的内容	左記項目の評価内容
1	応募理由、里親制度・委託業務	・里親制度の現状と課題についての認識 ・新しい社会的養育ビジョン、フォスタリング機関についての	適切であるか

	に対する理解度	考え方 ・里親の役割についての認識	
2	里親のリクルート 及びアセスメント	・制度の認知度向上に向けた取り組み ・実際のリクルートの方法と過去の実績 ・目標とする年間新規里親登録数(複数年度での提示可) ・アセスメント(里親の適性評価)の考え方と手法	項目の主旨を達成 する手段として、妥 当かつ有効で、実 現性が高いもので あるか
3	登録前、登録後 及び委託後にお ける里親に対す る効果的な研修	・それぞれの時点における研修の目的と養育の質を高める ために効果的な実施方法	同上
4	里親養育への支 援	・具体的な支援方法 (里親登録前、登録後、委託後、委託解除時 等) ・子ども・里親との関係調整 ・里親家庭での養育の不安や不適切な養育があった場合の 対応 ・里親委託が不調となった場合や委託解除時・解除後の支 援方法	同上
5	実施体制	・受託事業の実施体制(人数・役割分担 等) ・委託内容が実現できるマンパワー・体制か ※従事職員の人数・厚生労働省通知における資格要件が わかるように記載すること。 ・将来的に、継続的なサービス提供が可能な体制か ・職員の研修体制 ・個人情報の管理体制	委託内容が実現可 能な体制か
6	業務実績	・受託実績及び成果	実際の成果が挙げ られているか
7	スケジュール	・今年度の事業実施に係るスケジュール	委託内容が実現可 能なものか
8	その他(加点項 目)	・付加的な自由提案や事業者の自主事業 ・当要領2(2)※書きで記した加点項目 ※実施事業の具体的内容と、効果を記すこと。	委託内容の実現 に、特に資するか
9	価格	・積算内訳が適正か(積算内訳を付すこと)	

(4) 参加者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 見積額が2(4)に記載する委託料を超過した場合

イ 前記4に掲げる参加資格を満たさない場合

ウ その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断  
した場合

(5) 事業者選定結果通知

令和3年5月下旬までに、参加者すべてに電子メールにより通知する。また、決定についてをホームページにて公表する。なお、選考結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報等に関する問い合わせは受け付けない。

## 6 契約について

- (1) 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。
- (2) 前号の協議が不成立の場合には、市は順次、次点以下の参加者と協議を行い、委託契約を締結する。

## 7 その他

- (1) 提出書類の作成にかかる費用については、参加者の負担とする。
- (2) 市は、企画提案書等を本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案書案は、1社1案で提出すること。
- (4) 業務においては、企画提案書案を尊重するが、必ずしも企画どおりになるものではなく、協議の上で修正指示を行う場合がある。

## 8 問い合わせ先

千葉県子ども未来局子ども未来部児童相談所  
〒261-0003 千葉県美浜区高浜3-2-3  
電話 043(277)8880  
担当：日沖、小倉